

平成 25 年 3 月 4 日
新潟市財務部契約課長

建設工事入札参加者各位

主任技術者の専任要件の緩和措置について

公共工事に配置する配置技術者については、建設工事の適正な施工を確保するため、請負代金額が 2,500 万円（建築一式工事 5,000 万円）以上の受注案件については、現場ごとに専任が求められていますが、今般、国土交通省から建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取り扱い方針が示されたことを踏まえ、本市においても下記により主任技術者の専任を緩和することとしましたので、お知らせいたします。

1. 緩和措置の内容

請負代金額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が 5km 程度の場合は兼務を可能とする。

2. 緩和措置の対象工事

- ①国、県、市町村等が発注する工事
- ②^{*}密接に関連する工事で、工事個所の距離が概ね 5km 程度の全ての公共工事を対象とする。

※密接に関連する工事

- ・工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整をする工事

3. 兼務可能件数

発注機関相互で 2 件まで

4. 提出書類

契約締結後、「専任を要する主任技術者兼務届」を発注課に提出するものとする。

5. その他

- ①兼任を認められた場合においても、発注者と常時連絡できる体制を整えること。
- ②本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者、営業所における専任の技術者については兼務の適用外です。
- ③兼務する工事において、受注者の責によらないやむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めます。

ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

④下請人にも適用できるものとします。

6. 本運用の適用時期

平成25年4月1日以降に入札公告案件から適用します。

専任を要する主任技術者兼務届

平成 年 月 日

あて先 新潟市長

受注者 住 所

会社名

代表者

(印)

下記1の工事を受注しましたが、現場に配置する専任を要する主任技術者について、他の工事と兼務させてるので届け出ます。

1. 契約工事

工事番号及び 工事名	
工事場所	新潟市 地内
請負金額	円
工期(履行期間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

2. 兼務する工事

発注者	
監督員氏名	
工事番号及び 工事名	
工事場所	地内
請負金額	円
工期(履行期間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

※添付書類

- ①兼務する工事の当初契約書の写し。変更している場合は変更契約書も添付すること。
- ②兼務箇所図(現場間の自動車通行経路を記載し、経路距離を明記すること。兼務する工事が同一箇所の場合不要。様式は任意とする。)

※以下は市記入欄です。

起案者課・係 : 課 係(電話番) 職・氏名 :

起案年月日 : 平成 年 月 日 決裁年月日 : 平成 年 月 日

	課長	補佐	係長	監督員
決裁				

決済後、この写しを契約課に送付すること。

○専任の主任技術者の兼務可能

東北地方太平洋沖地震による被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について**全国展開**

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち^①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が^②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

→ 本市の当面の取扱(平成25年4月1日以降入札公告する案件から適用)

- (1)^①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、^②工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2)一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件とする。

●専任の主任技術者による兼務が認められる例

